

平成30年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法 科 大 学 院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 民法・商法・民事訴訟法

試験時間 : 9 : 10 ~ 11 : 50

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、5ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、民法【問1】・【問2】、商法、民事訴訟法の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 民 法

問題（配点：80点）

Aは、居住用の建物を建てるため、建築業者Bと建築請負契約を締結した。この契約によれば、請負人であるBが自分で建築資材を調達して建物を完成させ、その後、注文者であるAに建物を引き渡す時に、AがBに請負代金を支払うことになっていた。そして、Bは、建物（以下「本件建物」という。）を完成させた。

以上の事案について、次の小問に答えなさい。

問1（配点：40点）

- （1）本件建物が完成した時点における本件建物の所有者が誰であることを説明しなさい。
- （2）本件建物が完成した直後、Aへの引渡しやAB間での代金授受がされていないうちに、Bは自分の名義で本件建物の保存登記をしたうえ、Cに本件建物を売却した。
 - ①本件建物が完成した時点における本件建物の所有者がBであるとする、AC間の法律関係がどうなるかを説明しなさい。
 - ②本件建物が完成した時点における本件建物の所有者がAであるとする、AC間の法律関係がどうなるかを説明しなさい。

問2（配点：40点）

ABCが相談をして、Cを本件建物の所有者とすることで合意がされ、BからCへの移転登記及び本件建物の引渡しがされた。また、CはBに売買代金を支払った。

その後、Cは、Dから2000万円の融資を受け、これを被担保債権として、本件建物にDのために抵当権を設定し、その旨の登記をした。

それから数か月して、CはEと本件建物を代金2000万円で売買する契約を締結した。CE間では、C宅において、CがEに本件建物の鍵と移転登記に必要な書類などを引き渡すのと同時に、EがCに代金を支払うことになっていた。

Cは、約定した期日に、本件建物の鍵と移転登記に必要な書類などをすべて用意し、Eが来るのを待っていたが、Eは代金を用意することができず、結局、現れなかった。CはEに連絡を取ろうとしたが、Eが居留守を使うなどしたため、なかなか連絡が取れず、そうこうするうちに、セスナ機が本件建物に墜落し、本件建物は焼失した。

試験科目名： 民 法

- (1) Cは、Eに対して、売買代金を請求することができるか。
- (2) もしCがEに対して売買代金を請求できるとすると、このCのEに対する代金債権につき、Dはどのような請求をすることができるか。

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

甲株式会社は証券会社である。乙株式会社は放送事業を行う会社である。乙会社はかねてから、資産運用の一環として、甲会社を通じて証券に対する投資をしていた。乙会社の甲会社を通じた証券に対する投資の成績は悪化しており、約3億円の損失が生じていた。

甲会社は、乙会社との関係を継続させるために、乙会社の3億円の損失を補てんすることを考え、代表取締役社長Aは取締役会の承認を経た上で、甲会社が有する丙株式会社の株式を譲渡し、それを高値で買い戻すことにより乙会社に3億円の利益が出る取引を行った。なお、この取締役会に出席していた監査役からも特に異論は出なかった。

甲会社の株主Sは、この損失補てん行為につき、代表訴訟により、甲会社の役員の会社に対する損害賠償責任を追及しようと考えた。損失補てんが行われた当時には、独占禁止法には、証券会社が損失補てんを行うことを禁ずる旨を明文で定めた規定はなかったが、甲会社の損失補てん行為が明るみに出た後から議論がなされ、証券会社が損失補てんを行うことは独占禁止法違反であると解されるようになった。Sが訴訟提起を考えた時点では、証券会社の損失補てん行為は独占禁止法違反であるという解釈が確立していた。

A及び損失補てん行為を承認する取締役会に出席した監査役Bの、甲会社に対する損害賠償責任の有無について論じなさい。なお、独占禁止法違反に関する点を除けば、損失補てん行為には特に問題となるところはないものとする。

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

第1問

Xは、Yに対して1000万円の金銭債権を有していたが、Yが債務を履行しないため、Yを被告として、上記金銭債権の一部であることを明示して、300万円の支払いを求める給付訴訟を提起した。この訴訟において、Yは、Xに対して800万円の金銭債権を有しているため、当該債権とXの訴求債権とを対当額で相殺する旨の主張をした。審理の結果、受訴裁判所は、Xの訴求債権の総額を800万円と認定し、Yの反対債権の額を600万円と認定した。この場合において、①受訴裁判所はいかなる判決をすべきかについて、また、②当該判決が確定するといかなる内容の判決効が発生するかについて、最高裁の判例がある点に関してはその立場に従って説明しなさい。

第2問

Aは、Bの死亡による共同相続によって、Bの相続財産に属する土地（以下「本件土地」という。）をC及びDと共有していると考えていたが、Cは、Bが本件土地をCに相続させる旨の遺言をしていたことから、本件土地について相続を原因とする所有権移転登記をした上で、本件土地をEに譲渡してその旨の所有権移転登記をした。Aは、①上記のCからEに対する所有権移転登記について抹消登記手続をするために、また、②本件土地がC及びDと共有関係にあることをEとの関係で既判力をもって確定させるために、それぞれ誰を当事者としてどのような内容の訴えを提起するのが適切か。

平成30年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法 科 大 学 院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 憲 法 ・ 行 政 法

試験時間 : 12 : 50 ~ 14 : 50

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて、6ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、行政法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 憲 法

第1問（配点：40点）

公職選挙法9条1項は、「日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」と規定して、国会議員の選挙権（以下「国レベルの選挙権」という。）を有する者を日本国民に限っている。

また、公職選挙法9条2項は、「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と、さらに、地方自治法18条は、「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定して、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権（以下「地方レベルの選挙権」という。）を有する者を日本国民である住民に限っている。

Xは、A国の国籍を有するが、日本で生まれ、日本に生活の本拠を置き、日本で教育を受け、通常は日本語のみを使用している、永住資格を有する「特別永住者」（第2次世界大戦終戦前から引き続き日本に居住しているいわゆる在日韓国人・朝鮮人・台湾人およびその子孫の在留資格で、1991年に「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」で定められたもの。）である。Xは、12年前からB県C市内に住んでおり、現在35歳である。Xは、選挙権を行使したいという意思はあるものの、公職選挙法と地方自治法の上記諸規定により、国レベルの選挙権も、地方レベルの選挙権も、これまで行使することができなかった。

ちなみに、日本に在留する外国人の総数は約240万人で、そのうち、特別永住者は18歳未満の者も含めて約34万人である。また、外国で生まれて外国籍をもっているが、長年日本に定住し、日本に生活の本拠を置き、永住資格を有する「永住者」は18歳未満の者も含めて約73万人である。

この事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

試験科目名： 憲 法

第2問（配点：40点）

両議院が有する国政調査権について、次の問いに答えなさい。

問1

次の見解を論評しなさい。

「国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関であることは、憲法の明定するところである。したがって、憲法第62条の国会の国政調査権は、単に立法準備のためのみならず国政の一部門たる司法の運営に関し、調査批判する等、国政全般にわたって調査できる独立の権能である。」

問2

次の見解を論評しなさい。

「国政調査権に基づいて政府に対して要請があった場合、その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によってまもられるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することにより決定されるべきものとする。」

（参考条文）

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律

第5条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。

2 当該公務所又はその監督庁が前項の承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がある。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会は、更にその証言又は書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がある。

4 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

Xは、Y県立A高等学校の教諭であり、同校のサッカー部顧問を務めている。A高等学校サッカー部は全国大会にも出場したことがある県下有数の強豪校であるが、去年そして一昨年と2年連続でB高等学校サッカー部に決勝戦で敗れ、県代表の座を奪われている。A高等学校サッカー部は「打倒B高 全国大会出場」を合言葉に、Xの指導のもと日夜練習に励んでいたが、サッカー部主将であり、エースストライカーでもある甲は、スランプなのか、練習に身が入っていない様子で、先日行われたC高等学校との練習試合では、何度となく決定的な得点チャンスを逃したばかりか、集中力を欠いた状態でプレーを続けたためか、失点につながるパスミスをしてしまい、チームはC高等学校に敗れてしまった。試合後Xは、部員全員をグラウンドに集めて反省会と称したミーティングを行い、試合に出た選手らを中心に、順次1対1のマンツーマン指導を行った。Xは、甲へのマンツーマン指導に自ずと熱が入り、勢い余って甲と接触した。このため甲は転倒し、全治1週間程度の打撲を負った。Y県教育委員会は、甲が全治一週間程度の打撲を負った事実を重視して、上記Xの行為を「指導の域を超えた体罰」と認定し、地方公務員法29条1項1号及び2号に基づき、停職3か月の懲戒処分（以下、本件懲戒処分という。）を行った。このためXは、Y県人事委員会に審査請求を行った。Xは、甲が負った打撲はXの体罰によるものではなく、指導上生じた事故である旨を主張したが、Y県人事委員会はXの主張を退け、Xの行為を体罰と認定したうえで、本件懲戒処分を3か月間俸給月額10分の1減給処分に修正する旨の裁決を行った。

以上の事実関係を前提に、Xは、何を対象に、どのような訴訟（ただし、行政事件訴訟法に規定されているものに限る。）を提起し、また当該訴訟において、具体的にいかなる法的主張を行うことが考えられるかを答えなさい。

参照条文

○地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

1 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

試験科目名： 行政法

- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

以下略

○教職員の主な非行に対する標準的な処分量定

Y県教育委員会では、教職員による体罰、わいせつ行為等の非行に対しては、学校教育の信頼を失わせる行為として、懲戒処分をもって厳正に対応してきました。しかし残念ながらこうした非行は後を絶たず、その数は年々増加の一途をたどっています。こうした状況を踏まえ、教職員の更なる自覚を促し、服務規律の徹底を図るため、このたび、多くの非行事例に対応した処分量定を示すとともに、処分量定の決定や加重する際の考え方を明らかにしました。

1 処分量定の決定

- ① 非違行為の態様、被害の大きさ及び司法の動向など社会的重大性の程度
- ② 非違行為を行った職員の職責、過失の大きさ及び職務への影響など信用失墜の度合い
- ③ 日常の勤務態度及び常習性など非違行為を行った職員固有の事情

以上のほか、適宜、非違行為後の対応等も含め、総合的に考慮のうえ判断するものとする。表の処分量定は、あくまでも標準であり、個別の事案の内容や処分の加重によっては、表に掲げる処分量定以外とすることもあり得る。

また、下に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得る。

2 処分量定の加重等

- ① 過去に非違行為を行い懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合は、量定を加重する。
- ② 欠勤等の懲戒処分については、本人の責めに帰さない事由がある場合は除く。

3 内部通報及び告発

- ① 非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。
- ② 非違行為の事実を、自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分の量定を軽減できるものとする。
- ③ 職員が行った非違行為のうち、刑事事件に係る事案については、刑事訴訟法に定めるところにより告発又は告訴を行う。

試験科目名： 行政法

非行の種類		処分の 量定
体罰 等	体罰により児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重篤な後遺症を負わせた場合 極めて悪質又は危険な体罰を繰り返した場合で、児童・生徒の苦痛の程度が重いつき（欠席・不登校等）	免職
	常習的に体罰を行った場合 悪質又は危険な体罰を行った場合 体罰により傷害を負わせた場合 体罰の隠ぺい行為をした場合	停職 減給
	体罰を行った場合	戒告
	暴言又は威嚇を行った場合で、児童・生徒の苦痛の程度が重いつき（欠席・不登校等） 常習的に暴言又は威嚇を繰り返した場合 暴言又は威嚇の内容が悪質である場合 暴言又は威嚇の隠ぺい行為を行った場合	停職 減給 戒告

平成30年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法 科 大 学 院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 刑 法 ・ 刑事訴訟法

試験時間 : 15 : 30 ~ 17 : 30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、4ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、刑法【第1問】・【第2問】、刑事訴訟法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 刑 法

第1問（配点：40点）

XとYは暴力団組員であったが、かねてより凸凹組に属する一派の首領Aに対し不快の念を抱いていた。平成29年8月14日午後8時頃、札幌市北区所在のA方に同組の会長Mの荷物を取りに行き、Aに自家用車で組事務所前まで送ってもらった際、XがAに対し「Aよ、すまんじゃったの」と言ったところ、同人から「ちんぴらが何をたれやがるか、甲斐性があるならかかってこい」と言われて左頭部を一回手拳で殴られたのに憤激し、Xは吐嗟にAを殺害しようとして決意した。そこで事務所玄関上り口に置いてあった拳銃を持ち出し、同日午後8時30分頃事務所前の路上で、車から降りて逃げ出そうとするAを目がけて一発発射し、その左側胸部に命中させて、胸腹部貫通右上腕盲貫銃創を負わせ、なお必死に逃亡するAを追跡して同所から約30m離れた歯科医院前に逃げ込んだ同人に対し更に第二弾、第三弾を続いて発射し、Aの左頭部、背部にそれぞれ命中させ、頭部貫通銃創、背部貫通銃創を負わせた。

他方、Yは拳銃の発射音を事務所玄関において聞いてすぐにXを応援加勢するため玄関の下駄箱裏に置いてあった刃渡り約60センチの日本刀一振を携えて歯科医院前に至り、殺意を持って同所に上向きに倒れていたAの左右腹部、右前腕部、前胸部をその日本刀で突き刺し、同人に対し背面に達する上腹部刺創2個、前胸部切創、右前腕部刺創各1個を負わせた。しかし、Yが加勢した時点において、すでにAはXによって加えられた銃創により死亡していた。

XとYの罪責を検討せよ。ただし、特別法については論ずる必要はない。

試験科目名： 刑 法

第2問（配点：40点）

Xは、地方都市A市の副市長であり、A市の大学誘致委員会の副委員長を務めていた。Xは、大学誘致のために地元企業あるいは個人などから託された寄附金約300万円を、B銀行の普通預金口座にA市の名義で預け入れ、同口座のキャッシュカード及び暗証番号をXだけが管理していた。

某日、Xの大学時代の友人で自営業者のYは、Xが上記の寄附金を管理していることを偶然知るに至り、当時、金策に窮していたことから、その一部を不正に受け取りたいと考えた。そこでYは、返済の意思および資力が全くないにもかかわらず、Xに電話をし、「来月の末日までに必ず返すから、寄附金のうちの100万円を俺に貸してくれないか」と頼み込んだ。Xは最初のうちはこれを断っていたが、何度もYから電話があつて応対しているうちに、一時的な流用に過ぎないし、困っている友人のためになるならと考え直した。もっともXには、万一Yの返済が遅れた場合に、不足金を補填できる資力はなかったものの、Xは、Yならば必ず返済してくれると思っていた。そこでXは、Yから最後の電話がかかってきた1週間後に、B銀行のATMから、上記のキャッシュカードを用いて100万円を現金で引き出し、B銀行の近くでYに渡した。

XとYの罪責について論ぜよ。ただし、特別法については論ずる必要はない。

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

警察官P及びQは、午前1時ころ、所轄内の某コンビニエンスストアで約5万円が強取された強盗事件が発生し、犯人は逃走中であるとの無線連絡を受け、所轄内を警らしていたところ、白いマスクをかけ、周囲をキョロキョロ見回し、黒いバッグを抱えながら、足早に歩いているXを発見した。P及びQは、無線連絡から得た犯人の情報とよく似た風体だったことから、その犯人ではないかとの疑いを持ち、「すみません。ちょっと質問させてもらっていいかな。」などと声をかけ、さらに、バッグのチャックを開けて中身を見せるよう、Xに求めた。しかし、Xは、「なぜ答えなければいけないんだ。中身は見せたくない。何も入っていない。」などと言い、バッグの開披を頑なに拒んだ。バッグには簡易な鍵がかかっていたが、Pが「何も入っていないなら、中を見せてもいいじゃないか。ちょっといいか。」と言ってバッグを手にとってみたところ、Xの言うように、特に何も入っていないと思われるほど軽かった。しかし、P及びQは、Xの態度、風体などから不審が拭えなかったので、さらに職務質問を続行し、またバッグの中を開けるよう求めた。

このようなやり取りが約30分続いたため、その場で職務質問を続行することは適切ではないと判断し、PらはXを促し、その腰と肩に軽く手をそえながら、歩いて3分ほどの最寄りの派出所まで連れていった。派出所内でもPらは、バッグを開披するよう求めたが、Xが頑強にこれを拒否したため、午前2時ころ、やむを得ずPはXの承諾のないまま、警棒で同バッグの鍵をたたき壊してその中身を確認したところ、しわだらけで無造作に入れられた1万円札、5千円札、千円札数枚が見つかり、これを取り出して金額を確かめたところ、合計5万8千円であることがわかった。なお、この金額は、後日、被害を受けたコンビニエンスストアが確認した被害金額と同額であることがわかった。

P及びQが行った職務質問及び所持品検査は適法か。